

東京都港区における臨時・非常勤制度改善の取り組み (現在進行形) 待遇改善は具体的な積み重ねからしか実らない

港区職労、当会理事 本多伸行

1 ボーナス要求

港区職労は、全非常勤に年間2ヶ月分のボーナス支給を求めて労使交渉を続いている。現状での区当局回答は以下にとどまっている。

- ①2014年度からの支給はできないが、協議を継続する。
- ②地方自治法と一連の裁判によって支給に躊躇する。
- ③条件が整ったら速やかに支給する。23区でトップでも構わない。
- ④待遇改善は必要なので昇給制度充実や前歴換算新設など、ボーナス以外の改善の検討・協議を始める。

港区職労は、非常勤への手当支給が皆無という都庁・23区の砂漠状況を食い破るために、自治労本部の直接バックアップも得て以下の様々な根拠立てをしてきた。

- ①生活実態アンケートで、港区非常勤の44%が兼業、24%が「自分の賃金が家計の中心」、シングルマザーが6人と判明。
- ②自治労情報で、7道府県・3政令市など全国自治体の4割がボーナスを出していて、総務省は是正指導をしていない。
- ③国（人事院）は、国の非常勤への手当支給を奨励している。
- ④国（厚生労働省）は、民間パートタイマーへのボーナス支給を助成している。
- ⑤港区の非常勤は3年任期の更新であり、単年度会計主義での任用を原則とする地方自治法上は常勤である。

2 臨時職員の雇用中断は年休権の侵害 (労基法違反)

港区は、2010年度から1年雇用毎に1ヶ月雇用を中断してきた臨時職員に対して、社会保険と雇用保険を遡及して適用した。それに際して組合から以下を指摘して今後の労使協議を求めた。

- ①『『継続雇用』の判断基準』(厚生労働省通達)は、「(1~2ヶ月の中斷があっても)概ね毎月就労すべき日が存する」「雇用保険法上の日雇労働休職者給付金の支払いを受ける勤務(月1

8日以上の勤務が2ヶ月以上あれば雇用保険に適用」としている。一般基準は週20時間勤務で31日以上の勤務)」「臨時の雇用が一定月毎に契約を更新され、6ヶ月以上に及ぶ」等。

- ②1ヶ月の任用中断があっても「継続雇用」と見なされるのであれば、年休(権)のリセット扱いは誤っていたことになる。
- ③長期の「継続雇用」と見なすのならば、雇い止めには解雇予告または解雇予告手当の支払いが必要となる(港区臨時職員要綱に規定なし)。

3 港区の学校講師(規則)は、明らかに一般職の非常勤への規定である。

規則にある「欠格条項」は特別職には適用されない。特別区人事委員会は、組合からの追及に対して「任用する区が特別職と認定しているから特別職」を繰り返している。そうだとすれば、これを一般職か特別職か判断するのは港区自身である。

「(新版)逐条地方公務員法」は特別職について以下のように解説している。

- ①恒久的でない職または當時勤務することを必要としない職。
- ②職業的公務員の職ではない(他の職務を有することを妨げられない)。
- ③終身職ではなく一定の任期。
- ④成績主義の適用ではなく、特定の知識経験に基づく任用。転任・昇任・人事異動の対象となることを想定していない。

「特別区職員ハンドブック2013」(特別区職員研修所)は特別職を以下のように解説している

- ①地公法第3条3項は特別職を限定列举し、それ以外の一切の職を一般職としている。
- ②特別職は次の3種類に分けられる。住民またはその代表の信任によって就任する職(首長、議員、各種委員など)／非専務の職(職業的ではない顧問、調査員、嘱託など)／自由任用の職(議会の議長など)。

総務省の2012年「臨時・非常勤等職員」調査は、全国自治体には約60万人の臨時・非常勤職員が任用されており、そのうち約12万7千人が一般職の非常勤職員(地公法第17条任用)と報告している。

東京都と23区に一般職の非常勤が一人もいないというは余りにも異様である。

港区職労が非常勤の一般職任用に固執するのは以下の理由による。

- ① 地公法28条の分限が適用され、免職は職の改廃や勤務不良に限定され雇用年限の余地がなくなる。
- ②地公法24条の生計費と国・民間の考慮が適用される。
- ③23区の一般職の定年再任用短時間勤務は週15~32時間勤務であり、出されているボーナスや地域手当の支給は、非常勤にも準用されるべき。
- ④人事委員会による給与勧告や改善勧告が求められる。

特区連(特別区職員労働組合連合会／4万4千人)は、2014年3月14日の人事委員会要請で、以下の追及をしている。これは、我が官製ワーキングプア

研究会の2012総務省調査分析を活用してくれたものである。

- ①2012総務省臨時・非常勤調査における「非常勤がどんな業務にあたっているか?」の質問に対しての23区の回答は、これまでの特別区人事委員会の説明とは異なるものである。
- ②6区が「常勤職員が従事する業務と同種の本格的な業務」、10区が「常勤職員が欠員となつた場合の代替え」と答えており。
- ③これまで人事委員会は23区の非常勤について、「地方公務員法上の特別職であり、人事委員会に関与する権限はない」してきたが、相当数の任命権者が一般職と同様な業務に従事させていると総務省に答えている。
- ④人事委員会は責任回避を止め、23区に働く非常勤の実態と実情を把握し、同一労働同一賃金の観点から待遇改善に向けた対応を要請する。

早大メディア文化研究所が全国調査を実施、シンポを開催

同研究所公共ネットワーク研究会が、今年2月にWEB全国調査を実施、2,530名からの回答を得た。私も別件でWEB調査を利用したことがあり、一定信頼できる結果と認識している。設問は11、非正規雇用の現状認知度とその評価、そして非正規公務員の認知状況と改善策に大別される。詳細を掲載出来ないので、主要な特徴を以下列挙する。

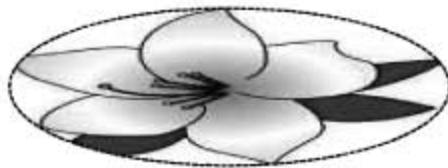
- ・非正規雇用の現状を認知しているのはほぼ7割、待遇改善を求めるのは9割を超える。
- ・一方、非正規公務員の実態は認知しているのがわずか4割、さらに年収200万円以下の官製ワーキングプアであることを知っているのは4割にも満たない。手当未支給の認知3割、雇い止めなどの不安定雇用認知4割という状況だ。
- ・それに対して、待遇改善を8割が求めているが、手当支給を可能とする自治法改正案国会上程を知っているのは13.8%と(筆者はそうとは思わないが)少なく、一方改正法案賛成は8割。

この調査をふまえ、4月22日午後、国会近くの星陵会館で「非正規公務員問題を考える」シンポジウムが開催された。基調講演は当会理事・地方自治総研の上林陽治、パネル討論は、進行役が読売大阪の原昌平、パネリストは濱口桂一郎(独法労働政策・研修機構)、種田由紀子(豊中市放課後こどもクラブ任期付短時間指導員)、沢辺均(ポット出版)の皆さん、約350名が参加。

原編集委員は統計データや福祉分野の詳細な取材などを生かした解説、種田さんは現場の実態と労組の取り組みの発言、沢辺さんは直営では窮屈な業務運営、雇用、待遇改善を民間なら可能となるという自称「ゲリラ」的取り組みを提唱。濱口さんは、総務省の『地方公務員月報』13年12号に寄稿した「非正規公務員問題の原点」のポイントを展開した。独型であれば官吏は「公務員」、雇・傭員は「労働契約」なのに、「公務部門で働くすべてが公務員」という米国型を導入したのに、労働契約としなかった矛盾を指摘し、さらには「ジョブ型公務員」を提案された。濱口さんの論は刺激的であり、時間を取って研究会で意見交換出来ればと改めて感じた。

韓国では「公務員」は正規行政職、その他は「労働者」であり、ソウル市の非正規対策で正規職転換された現業労働者は「公務職」とネーミングされた。もし、日本でも公務員=任用とするなら、非正規公務員にスライド適用するのはおかしいことが、この日のパネル討論でも再認識できた。全体としてはやや物足りないシンポだったが、この点は有意義だった。

(白石孝)



最高裁に再度の上告棄却撤回を要請！

元エリート裁判官で明治大学法科大学院の瀬木比呂志専任教授が書いた「絶望の裁判所」（講談社現代新書）という本が話題になっていますが、本のタイトルを象徴するようなことが本件雇い止め解雇（再任拒否）事件の上告審で起きました。

最高裁第二小法廷（鬼丸かおる・千葉勝美・小貫芳信・山本庸幸の4氏裁判官）は、本件上告（不服申し立て）について、最高裁に憲法判断を求めて上告してから1年7か月余が経過した本年3月14日に、憲法判断を行わずに上告棄却（門前払い）の決定を下しました。

それに対して、上告人岩崎さんは「上告棄却は誤りであり、撤回を求める」との「上告棄却決定撤回申し入れ書」を訴訟代理人弁護士と連名で本年3月28日に最高裁に送達しました。しかしながら、1か月が経過しても、最高裁からは撤回はおろか何の連絡もありませんので、再度、上告棄却決定の撤回を求める書面を4月30日に送達しましたが、その内容な次のとおりです。

御府第二小法廷は、憲法判断を求めた本件雇い止め解雇（再任拒否）の上告について、上告から1年7か月余が経過した本年3月14日に憲法判断を行わずに上告棄却の決定を下しました。

それに対して、上告人は「憲法の番人と言われる御府がどのような審理を行い、なぜ初步的な誤りが生じたのかは知る由もないが、誤りは憲法32条で保障された国民の裁判を受ける権利に関わる重大な問題であり、このまま看過することはできない」と、御府に対し、速やかに上告棄却決定の撤回を求める「上告棄却決定撤回申し入れ書」を訴訟代理人弁護士と連名で本年3月28日に送達しました。

決定が、理に適った判断を行い説得力ある内容を持っていましたのであれば、上告人も納得する余地があったかも知れません。しかし、決定の内容は、到底そのような説得力ある内容ではありませんでした。

上告棄却決定書面の理由欄には「民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食い違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない」と、下線部分に事実と異なる誤った記載がされていて、上告人は愕然とする思いになりました。

上告人は、上告理由において、下線部分のような主張をしたものではありません。上告人は、「仮に、東京高裁原判決が述べるように、本件で被上告人杉並区が上告人を再任しないという判断をすることに一定首肯しうる内容があったとしても、他との比較で、つまり上告人が再任されなかった同時期に再任された者たちとの比較で、上告人を再任せず、上告人よりも評価が劣る29名を再任したことに合理性があるかということである。原判決はこの判断を一切行わず、被上告人杉並区の判断したところのみをもって、憲法14条問題についてそれ以上立ち入るべきではないと判断した点に、憲法解釈の誤りがある。」と、主張したものであり、この点は、事実誤認でも法令違反でもなく、本件上告は民訴法312条1項の「上告は、判決に憲法解釈の誤りがあること・・・を理由にすることができる」に該当するものです。

上告人は御府が本件上告に対し本年3月14日に行った誤った上告棄却決定を速やかに撤回することを求めましたが、御府からは未だに撤回はおろか何の連絡もありません。

行政も同様ですが、司法も裁判所のためになく、国民のためにあります。被上告人杉並区においては、上告人が在職当時、住民などから苦情や要望等があった場合、3日以内に回答（3日以内に回答できない場合にはその旨を回答）する3日ルールを定め、住民サービスの向上に努めていました。

最高裁も職員募集のポスターで「裁判所は公平な裁判を通して、人々の権利と自由を守り、法を実現します」と、裁判所が国民のためにあることを表明しています。

上告人は、改めて、本件上告に対し御府が本年3月14日に行った民訴法312条1項及び憲法32条違反の誤った上告棄却決定を本日から14日以内に撤回することを強く求めるものです。

なお、撤回できない理由がある場合には、同じく本日から14日以内に書面にて回答し、司法（裁判所）としての説明責任を果たしてください。（岩崎さんの裁判を支援する会 <http://blog.goo.ne.jp/20iwasaki/>）

わが町の学校給食調理が業者委託になりそうです

理事長 白石 孝

4月のある日、私のもとに次のような相談メールが届きました。

A市は五市町村の対等合併で8年前（2006年）に誕生しました。そのため学校給食の体制は旧自治体によって違っています。

旧A市 → 稼働して間もない学校給食共同調理場（3200食）で旧市内の小中学校全てを賄う。

旧B町 → 自校方式（J小360食、K小80食、L小130食、M小90食、N中350食）

旧C町 → 稼働して間もない学校給食共同調理場（300食）

旧D町 → 老朽化した学校給食センター（290食）

旧E町 → 老朽化した学校給食センター（200食）

今回「学校給食調理業務の一部を民間委託」するというのは、旧B町、旧E町が対象になっているようです。また献立から食材調達、調理まで全てを委託するのではなく、とりあえず給食調理のみを民間委託すると聞いています。

ちなみに現在の給食調理員は、臨時職員を中心となっており、規定により3年で雇止めになることになっていますが、このルールの導入は合併後となっていて、2009年（合併してちょうど3年）に長年調理員として働いていた14名が一方的に解雇され、問題になりました。ただし、このときの首長と現在の首長は別の人です。

今回なぜ対象が「一部」なのかは不明ですが、知り合いの議員が言うには、やりやすいところからやるのでないかということです。

私が心配するのは、学校給食は食育、地域の農業の活性化等にとても大切なものがと思うのですが、市がこれからこの辺りをどうのように考えているか、業務委託によってどうなっていくのか見えないことがあります。

A市は他にも市施設の業務委託を進めており、市立図書館や市立美術館も民間に業務委託を3年前から行っています。

ちなみに、旧C町の学校給食は地元の有機食材をふんだんに使い、米飯給食をいち早く導入するなど

全国的にも大変有名です。旧C町もこの取組みに誇りを持っており、合併前に共同調理場を新設し、将来にわたってもA市の調理場に吸収されないよう手立てを打っています。

以上がご説明できる範囲です。

私からは次のように返信しました。

（1）調理業務のみの委託

これが一般的で、献立、栄養計算、発注、検品、調理指導、生徒への栄養指導は行政の責任で行われます。実際には、「偽装請負」に近い、グレーナー民間委託ですが。

（2）調理員は、3年雇い止めの臨時職員

これも法に根拠がない、恣意的な制度です。本来、総務省の見解は、「給食調理員は、地方公務員法第17条の一般職非常勤職員と位置付けるにふさわしい」という見解を出しています。

なぜ、地公法第22条の一般職臨時職員しているのかは、多分「三期休業」、特に夏休みの1か月は雇い止めにできるからではないでしょうか。

本来、「臨時職員」は、「一時的臨時的な職」「正規職員の産休、病欠代替」に充てるというのが、法律の考え方です。ですから、ずっと続いている調理業務に臨職を充てること自体、自治体による「偽装」と言えます。3年有期というのも、まったく根拠がありません。

（3）民間委託は安上がりか～業務委託化の根拠

現状が臨時職員中心であるなら、人件費はかなり安いと思います。ですから、業務委託しても、経費削減にはならないでしょう。このコスト比較は、情報公開請求する必要があります。

また、調理場の建設、改修、修繕は基本的には行政負担です。大きな調理用具も行政持ちです。

ですから、改築とか改修に伴っての委託という意味はありません。むしろ、業者委託には「消費税（来年からは10%）」「会社経費（通常20%）」が上積みされますから、直営と比べ、30%のコストを下げないと、安上がりになりません。そうすると、民間業者が雇う調理員の給料は、最低賃金ぎりぎりにしか設定できないでしょう。

いくら、有償賃金労働市場が狭い地方でも、こ

れは良くありません。

(4) 地産地消

これは最も大事なこととは思いますが、委託を止めるには、これだけでは弱いと思います。上記3点とセットでの取り組みが重要なのではないでしょうか。

再度のメール：白石さん、早速ご返答ありがとうございます。

A市は平成18年から行政改革実施計画と称して、様々な業務を民間に委託しています。

学校業務でもスクールバス、学校用務員などを民間に委託してきたようですが、今回は当初の計画になかった学校給食調理員についても検討をし始めたようです。

ちょうど知り合いのX市議会議員がX市の学校用務員の状況をブログでレポートしてくれました。

確か知り合いがスクールバスの運転手を長年続けていますが、民間委託になり所属が臨時職員から民間になった時点で給料がものすごく減ったことを言っていました。官製ワーキングプアが広がりつつあるのですね。

真面目な人が多いので、調理員が民間に委託され給与が下がったからと言って、給食の質がすぐに落ちるということはないでしょうが、地盤沈下が止まらない地方経済にとって、雇用者数が増えることなく、単なる賃下げ＝自治体の財政改善だけの民間委託は問題だということが判りました。

白石孝です～X市の市議会議員のブログや資料を拝見しました。

学校用務の業務委託は愚の骨頂です。市の開札資料では、例えば小学校7、中学校4のグループで、86,922,000円。1校ごとに敷地と校舎の面積、児童・生徒数の違いがあるので、一様には言えません

が、1校あたり7,902,000円です。そのうち、業者経費は20%の1,580,400円。人件費は総額で、6,321,600円。ただ、これは労働者本人に渡る給料とそれ以外の法定福利費、作業着や消耗品、さらには検診費用やらも全部含まれているのが普通です。

ですから、3人雇えば、たぶん本人の給料は年収160～170万円くらいがいいところでしょうか。

また、消費税を632,160円別に市は出しています。つまり、業者委託した場合、消費税632,160円+業者経費1,580,400円=2,212,560円が余計にかかることになります。

同額で市（市教委）の直接雇用の非正規公務員を採用すれば、大雑把ですが労働者の給料は年収50万円以上高くすることが出来ると思います。

つまり、受託業者だけが増収になり、労働者の年収は下がり、さらには不安定雇用化し、市は損得なしだけど、委託して「コストダウンした」という見せかけの実績が「評価」されるという構造が見えてくるのではないでしょうか。

なお、書かれている通り、校長、副校长が「業務委託仕様書」を業者に渡し、その業者に雇われている用務員が主体的判断で、毎日の学校用務業務のすべてを履行出来るとは考えられません。

急にどこかが汚れた、豪雨が来た、生徒が物を壊したなど、副校长のみならず教師や事務職員からも直接の指示を受けられない時に、本社責任者にいちいち相談し、指示を仰ぐというのでしょうか。明らかに「偽装請負」となっているでしょう。

「行財政改革」を論じる場合、

- ①それにより「行政サービス」は向上あるいは改善するのか
- ②コスト比較で経費削減となるのか
- ③業務に従事している労働者の待遇は改善するのか
という観点から検討することかと思います。

ソウル市の非正規職対策の経過報告

非正規職対策を進めているパク・ウォンスンソウル市長は、6月4日の統一自治体選挙で再選をめざしているが、2012年12月に発表した第2次改善計画の進捗状況が公表された。第2次では約6千人の非正規職を正規職転換するとしているが、手順は、①直接雇用非正規については、「公務職」に正規職転換、②民間委託企業労働者は、直接雇用し、2年間の「準公務職」を経て正規職化となっている。14年3月段階で、清掃4,217人中3,435人を転換、施設・警備1,274人中448人を直接雇用済み。

なお、コストは外注時人件費343億ウォンに対して397億ウォンと増えたが、委託企業への利潤・管理費・（消費税）55億ウォンが減額され、追加予算は発生していない。また、職務給導入で7.3%賃上げ、成果給導入、定年保障も実現している。

（翻訳・紹介 在ソウル・鈴木明）

集会のお知らせ

<なくそう！官製ワーキングプア第6回集会>

- 日時 8月30日（土）午後の予定
- 会場は未定（5月下旬に決定）
- 主な内容 6月4日開催の実行委員会で決定しますが、①非正規国家公務員に有期雇用（3年でクビ）、②進む非正規公務員の基幹化、③非正規公務員の団交権、④委託・指定管理者での取り組みなどを企画の中心とする予定です。

<なくそう！官製ワーキングプア第2回大阪集会>

昨年大阪で初めて開催した集会が好評だったので、第2回集会を開催することにしました。

- 日時 11月3日（月・祝）午前<分科会・分散会>、午後<全体会>、夕方<交流会>
- 会場 エル・おおさか
- 内容の詳細は、6月13日（金）午後6時30分からの実行委員会で検討します。実行委にはどなたも参加いただけます。希望される方は、白石までご連絡ください。

NPO法人官製ワーキングプア研究会 2014年度定期総会のご案内

- 6月23日（月）午後6時30分～7時15分
- 会場 港区神明いきいきプラザ（浜松町・大門駅下車）
- 特別講座「若者が就職できない、結婚できない、産めない～全身○活を考える」
講師は竹信三恵子理事
午後7時30分～8時30分
会場・資料代500円
- 3月31日現在の正会員数は104団体・個人、賛助会員は48団体・個人です。会員の皆さんには、ご案内、出欠の確認、議案を同封しました。総会は正会員の二分の一以上の出席（委任状含む）が必要ですので、ご出席あるいは委任状提出をよろしくお願いします。
- 入会金：個人（正会員・賛助会員とも）千円／団体（正会員・賛助会員とも）2千円

○年会費：

正会員（個人）3千円／（団体）1万円、

賛助会員（個人）2千円／（団体）5千円

○入会金・会費の振込み先は、下記のどちらかをご利用ください。

中央労働金庫荒川支店（普）3939058
「特定非営利活動法人官製ワーキングプア研究会」（電信送金の場合、カナ文字が長すぎるので「カンセイワーキングプアケンキュウカイ」で入力してください。）

郵便振替口座：口座記号番号00170-5-744093 「NPO法人官製ワーキングプア研究会」

講座「進む学校の非正規化」のご案内

- ◆ 5月28日（水）
午後6時30分～8時30分
- ◆ 会場は、港区神明いきいきプラザ
- ◆ 報告 上林陽治理事、東京都学校事務労組、東京公務公共一般労組、警備労組交流会、教育行財政研究所ほか
- ◆ 会場・資料代 500円

本の紹介

★『公務員改革と自治体職員～NPMの源流・イギリスと日本』（黒田兼一・小越洋之助編、自治体研究社、2千円+税）
主な内容は、3.11大震災と公務員、東京都の人事評価と能力・実績主義賃金ほか神奈川県・大阪府・京都府、自治体の非正規公務員、イギリス地方公務員の雇用と人事・待遇、地方公務員制度改革の基本方向など。

<編集後記>

今回は先月号の発行が大幅に遅れたため、間を置かないでの発行となりました。また、6月の総会に、東京と大阪ふたつの「なくそう！集会」の準備などやるべきことが多く、去年からの企画である「ブックレット」のシリーズ第1作の編集になかなか取りかかれません。

それにしても、非正規公務員と公共サービス部門労働者の運動の必要性が、ますます高まっていることを実感している日々です。（白）

『官製ワーキングプア研究会レポート』 2014年5月・創刊第10号（通巻10号）

発行：特定非営利活動法人 官製ワーキングプア研究会

〒160-0008 新宿区三栄町16-4 芝本マンション403号（JR・東京メトロ四ツ谷駅）

携帯電話：090-2302-4908/FAX：03(3891)9381/電話：03(5269)0943

Eメールアドレス：kanseiwakingupua1950@yahoo.co.jp

ホームページアドレス：<http://kwpk.web.fc2.com/>

定価 1部200円

本誌での年号表記は原則として西暦とし、4桁の下2桁の表記に省略する場合があります。